

運 営 規 程

社会福祉法人 夕凧会

ケアハウス 夕なぎ苑

〒704-8133 岡山市東区宿毛 745-3

TEL (086) 946-2606

(事業の目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人夕凧会が、老人福祉法（以下「法」という。）に基づいて設置するケアハウス夕なぎ苑（以下「事業所」という。）の適正な運営と入居者に対する適切なサービスの提供を確保するために、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 夕なぎ苑は法の基本理念と関係法令及び通知に基づき、夕なぎ苑が居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が健康で明るく心豊かに生活できるように配慮します。

(名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス 夕なぎ苑
- (2) 所在地 岡山市東区宿毛 745-3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名

事業所の職員の管理及び業務を統括する、

- (2) 生活相談員 1名

入居者の生活指導、入居者又は、その家族の相談対応、必要に応じて助言その他の援助を行う。市町村との連携も行う。

- (3) 介護職員 1名

入居者の日常生活援助に従事する。

- (4) 管理栄養士 1名

入居者の食事管理、嗜好調査、調理員の指導、給食会議の主催などに従事する。

- (5) 事務員 1名

庶務及び経理事務に従事する。

(入居定員及び居室数)

第5条 夕なぎ苑の入居定員は、20名とする。ケアハウス全体の居室数1人部屋46室、夫婦部屋2室のうち、1人部屋19室、夫婦部屋1室とする。

(入居資格)

第6条 夕なぎ苑の入居資格は次のとおりとする。

- (1) 原則として60歳以上の方。ただし、ご夫婦の場合、いずれか一方が60歳以上であることが必要です。

- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のために、独立して生活することに不安が認められる者で、家族による援助を受けることができない者。
- (3) 伝染性疾患及び精神疾患等を有さず、かつ問題行動を伴わない方で、共同生活に適応できる方。
- (4) 各種サービスを利用することにより、自立した生活を送れる方。
- (5) 生活費にあてることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる方。

(利用料等)

第7条 利用料、その他の費用負担の額は入居契約書・重要事項説明書に記載の通りとする。また、費用の徴収については、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容を文書で説明を行い、支払いに同意する旨の利用同意書ならびに重要事項説明書に記載し、適正費用徴収を図るものとする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 相談及び助言
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 緊急時の内容
- (5) 外部（在宅）サービスの利用
- (6) 保健衛生
- (7) 自主活動への情報提供と協力

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の入居申し込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容等について入居者の同意を得るものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第10条 施設利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

- 1 利用者は外出または外泊をしようとするときには、その都度、外出、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届けなければならない。
- 2 利用者は、外来者と面会をしようとするときは、その旨を管理者に届けなければならない。
- 3 利用者は努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由が無い限りこれを拒否してはならない。
- 4 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。
- 5 利用者は身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに管理者に届けなければならない。

らない。

6 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等により他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定された場所以外で喫煙もしくは火気を用いること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。
- (4) 暴力及びセクシャルハラスメント行為等を含む反社会的行動をすること。
- (5) 政治・布教・営業活動をすること。
- (6) 飲食の持ち込み。
- (7) 飲酒

上記(6)及び(7)については、利用者・家族と施設長との双方協議の上、同意した場合のみ、利用者責任において許可する。

7 利用者は故意または、過失によって施設設備及び備品に損害を与えた場合、および備品形状を変更したときは、その損害を弁償し、または、現状に回復しなければならない。

8 その他の留意事項は、ケアハウスタナギ苑入居契約書・運営規程及び重要事項説明の規定に順ずる。

(緊急時における対応方法)

第9条 事故、急病、負傷に関しては、主治医との連絡を密にして、迅速かつ適切にしかるべき医療機関への搬送、医療処置、応急処置（往診対応及び看護師による処置）等を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 施設は、事故の発生又はその再発を予防するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備

(3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施。

2 施設は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

(2) 防火管理者は、従業員に対して防火教育を行うとともに、利用者を含めた消火訓練を実施する。

- ① 防火教育及び消火訓練（消火、通報、避難）・・・年2回以上
 - ② 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (3) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(身体拘束及等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第12条 施設は、利用者の処遇に当たっては、当該利用者の又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任の選定
- (2) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、利用者の処遇に当たり、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第14条 施設は、利用者とは適切な手続きを行うため、必要に応じ、成年後見人制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度の活用できるように支援を行うものとする。

(苦情の解決体制の整備)

第15条 施設は、利用者の処遇に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、利用者の処遇に関し、市町村から指導を又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村からの求めがあった場合には、その内容を市町村に報告するものとする。

3 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 職員に対しては、採用時または採用後において下記の事項についての研修を実施する。

- (1) 高齢者の心身の特性
- (2) 実施するサービスのあり方及び内容
- (3) 介護に関する知識及び技術

2 利用者および家族からの苦情は施設長が苦情解決責任者となり（また適切な場所に

「ご意見カード、ご要望カード」を設置し、) 迅速かつ適切に対応するものとする。

3 利用者に対する介護サービスの提供に際して、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償をおこなう。

4 従業者は利用者の身体拘束はおこなわない。但し、緊急かつ必要上やむを得ない場合は御家族・保証人様の承諾を得て一時的におこなう事がある。

5 従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

6 従業者であった者に、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

7 施設は、利用者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結日の日から5年間保存するものとする。

8 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 夕凧会とケアハウス 夕なぎ苑の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規定は、平成23年2月1日から施行する。

付 則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。